市区町村別集計項目(推進体制等)

高知県 市区町村数 34

														中 区 可 刊 致	34		
都	市	市			事		諮	m /- ++ r	コキホル 明十7々 向			男女	共同参画に関する	計画			
道	ᆽ					内	問	男女共	司参画に関する条例				4月1日現在で有効				
		区		所	丞々	連	+414				Arr.						<i>f</i>
府				'''	務	絡	機		有		無		有				無
県	村	町	担当課(室)名			会	関				現				, ,,,,,,,,	ᆉᇔ	
				_	所	議	の				在				女性活	計画	現在
171	- I	村		属	ולת	の	0	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	の	計画名称	計ī	画期間	躍推進	策定	の
	1					有	有	21317. 🗖 17		3013 (111)	状				法との	の	状況
ド	ド	名			掌	無					況				関係	方法	,,,,,,
Ħ	_					7111	7111				,,,						
1/L				/		5	10	4				24					
+	_			_							/						\leftarrow
39 2	01	高知市	人権同和•男女共同参画	1	1	1	1	男女がともに輝く高知市男女共同参画	2005年4月1日	2005年4月1日		高知市男女共同参画推進プラン2021	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
			課	Ľ.	·	·		条例	2000 17] 1	2000 17] 14							
		室戸市	人権啓発課	1	2	0	1					室戸市男女共同参画プラン2022	2022年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
39 2	03 5	安芸市	企画調整課	1	2	0	1				0	(第2次あき男女共同参画プラン)	2015年4月	~ 2025年3月	0	0	
39 2	04	南国市	南国市総務課	1	2	0		南国市男女共同参画推進条例	2011年6月27日	2011年7月1日		第2次南国市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	~ 2032年3月31日		1	
39 2	05	土佐市	生涯学習課	2	2	0						第2次 土佐市 人・ひと共同参画プラン	2013年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
39 2	06 3		人権交流センター	1	2	0	0					(須崎市人権施策総合計画)	2020年9月	~	1	0	
		官毛市	人権推進課	1	2	0	0					すくも男女共同参画プラン	2004年3月	~	0	1	
39 2	09	土佐清水市	じんけん課	1	2	0	0				0	とさしみず男女共同参画推進プラン	2012年3月	~	0	1	
20 0	10 [™ 左⊥±	生涯学習課	2	2		4				0	第2次四万十市男女共同参画計画(しまんと男女共同参画プラン)	2010年4日	- 2020年2日	-1	-1	
39 2	10	四万十市	<u> 土涯子百昧</u>		2	0	'				U	んと男女共同参画プラン)	2018年4月	~ 2028年3月	' '	ı	
39 2	11 7	香南市	人権課	1	2	1	1				0	第2次香南市男女共同参画基本計画	2019年4月1日	~ 2028年3月31日	1	1	
20 0	10 =	香美市	香美市立ふれあい交流セ	-1	2	0	4				0	香美市男女共同参画計画女性活躍推進	2001年4日1日	- 0006年2月21日	-1	-1	
39 2	12 1	10000000000000000000000000000000000000	ンター・福祉事務所(DV)	l '	2	U	'				U	計画 思いやりプラン	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	' '	ı	
39 3	01]	東洋町	東洋町住民課	1	2	0	0				0	(東洋町総合計画)	2008年4月	~	0	0	
39 3	02	奈半利町 ·	住民福祉課	1	2	0	0				0	(第6次奈半利町総合計画)	2021年4月	~ 2031年3月	1	0	
39 3	03	田野町 ·	保健福祉課	1	2	0	0				0						0
39 3	04	安田町	町民生活課	1	2	0	0				0	第2期安田町男女共同参画計画	2022年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
39 3	05	北川村	住民課	1	2	0	0				0						0
39 3	06	馬路村	健康福祉課	1	2	0	0				0						0
39 3	07	芸西村	企画振興課	1	2	0	0				0	芸西村男女共同参画ときめきプラン	2006年2月	~	0	1	
39 3	41 2	本山町 ・	住民生活課	1	2	0	0				0	本山男女(ともに)かがやく21世紀プラン	2005年3月	~ 2023年3月	0	1	
39 3	44 5	大豊町	地域福祉課	1	2	0	0				0						0
39 3	63	土佐町	教育委員会	2	2	0	0				0						0
39 3	64	大川村	総務課	1	2	0					0						0
39 3	86 l	ハの町	総合政策課	1	2	1	1	いの町男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次いの町男女共同参画プラン	2019年4月	~ 2024年3月	1	1	
		二淀川町	企画課	1							0	仁淀川町男女共同参画プラン(推進計	2019年4月1日	~ 2024年3月31日	1	1	
		山土佐町	中土佐町人権啓発センター	2	2	0	0	中土佐町男女共同参画推進条例	2006年7月3日	2006年8月13日		中土佐町男女共同参画基本計画(※冊 子名は「中土佐町男女共同参画プラン」)	2015年4月1日	~ 2025年3月31日	0	1	
30 4	02 /		ダー 総務課	1	2		1					<u> </u>	2019年4月1日	~ 2024年3月31日	1	1	+1
30 4	02 ±	ゼハロ 越知町 :	闷饧沐	1			0				0	カ4久在川町カメ六川参門計門	<u> 2019</u> サ月1日	- 202 1 + 3月31日	'	- 1	0
		<u>退和叫</u> 壽原町	応伤味 保健福祉課	1			0				0						
20 4	10 1	_{寄原 四} 日高村	体健恒性 <u>体</u> 教育委員会				0					第2次日高村男女共同参画プラン	2015年4月1日	~ 2025年3月31日	1	1	
30 4	11 8		<u>教育安良云</u> 町民課	1			0				0	カ4久日同刊カメ六門参四ノノノ	2010年4月1日	・・ 2023年3月31日		- 1	0
30 4	12 5	<u> </u>	<u>则氏脉</u>	1	2							第2次四万十町男女共同参画計画	2019年3月	~ 2024年3月	1	1	<u> </u>
			四万十 <u>町伎場 可氏床</u> 町民福祉課	1			0				0	カ4久臼刀 町カメ共門参四計回	2019十0万	- 2024十3月	'		0
		三原村	ツス価位味 総務課	1			0				•	(三原村人権教育・人権啓発基本方針)	2022年4月1日	~ 2023年4月1日	0	0	
20 4	20 1		<u> </u>	1			0				0	第2次黒潮町男女共同参画計画	2022年4月1日	~ 2023年4月1日 ~ 2026年3月31日		1	-
J9 4	20 7	无/ 扪 凹]	心场正氏体			U	U				U	カ4久赤柳町カメ六門参門計門	2021午4月1日	- 2020年3月31日	U		

<選択肢回答>

所属 1 首長部局 庁内連絡会議

1 有

0 無

事務所掌

2 教育委員会

諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有

2 1ではない

0 無

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体

0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況 1 策定予定有

0 策定予定無

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

1111	,	11/1/1/11/2	は日(心日のな心政/NO. I										<u>_</u>			—
都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設	(2022年4月1日現在	で開設済の施設)								
道 府	区	_						- 10.02000		+/-	-д.	$\overline{}$	告押	•運営	· :	
府	町	区					=r -/- 11. 66			1 形	設態	1/-				
県	村	町					所在地等	1		לות	恣		設管理	<u> </u>	事業追	
] 	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複 合	直営	指定管理者	そ の 他	指定管理	その他
ド	ド	名											者	他	者	他
			2							1	1	1	1	0 1	1	0
			こうち男女共同参画センター	ソーレ	780-0935	高知県高知市旭町3丁目115番地	088-873-9100	088-873-9292	https://www.sole- kochi.or.jp		0		0		0)
39	202	室戸市	5 **********		704 0004		0007.04.0544			┡	$oxed{oxed}$	\sqsubseteq	\vdash	4	+	+
39	203	安芸市 南国市	安芸市女性の家		/84-0001	高知県安芸市矢ノ丸3丁目12番27号	0887-34-3514	-		0	┼┼┦	0	$\vdash \vdash$	<u> </u>	4	+
30	204	土佐市								╁	\vdash	$\vdash\vdash$	\vdash	+	+	+
39	206	須崎市			+					╁	\vdash	Н	$\vdash \vdash$	+	+	+
39	208	宿毛市									H	\vdash	\vdash	+	+	+
39	209	十佐清水市								╁	\square	\square	\vdash	+	+	+
39	210	四万十市 香南市									П	\Box				
39	211	香南市														
39	212	杏美市								<u> </u>	Ш	\sqcup	\sqcup	\dashv		\bot
39	301	東洋町			-					╂	igwdap	$\vdash \vdash$	₩	+	+	+
39	302	奈半利町			1					╀	╙	igsqcup	\vdash	+	+	+
39	303	田野町			-					╂	igwdap	$\vdash \vdash$	₩	+	+	+
39	304	安田町								\vdash	$\vdash \vdash \vdash$	$\vdash \vdash$	\vdash	+	+	++
39	305	北川村			+					╫	$\vdash \vdash \vdash$	$\vdash \vdash$	\vdash	+	+	+
39	307	馬路村 芸西村			+					t	Н	М	$\vdash \vdash$	+	+	+
39	341	本山町									П	\Box		\neg	\top	\top
39	344	本 <u>山町</u> 大豊町									П					\Box
39	363	土佐町														
39	364	大川村								_	╙	\square	\coprod	\perp	\perp	+
39	386	いの町								₩	igspace	igspace	igwdap	\dashv	—	+
39	387	仁淀川町			+				<u> </u>	+	igspace	ሥ	\vdash	+	+	+
39	401	中土佐町 佐川町			+					+	┼┼┤	$\vdash \vdash$	$\vdash \vdash$	+	+	+
38	402	<u>佐川町</u> 越知町			+					+	$\vdash \vdash \vdash$	\vdash	$\vdash \vdash$	+	+	+
30	405	医加则 檮原町			+				<u> </u>	+	$\vdash \vdash \vdash$	$igwdsymbol{ extstyle igwedge}$	$\vdash \vdash$	+	+	+
39	410	日高村			+		1			t	$\vdash \vdash$	\square	$\vdash \vdash$	+	+	+
39	411	津野町			†					1	\sqcap	\square	\vdash	\dashv	\top	+
39	412	四万十町													丁	I
39	424	大月町														
39	427	三原村														
39	428	黒潮町									$oxed{oxed}$					\perp

都	市	市	男 女 共 同	参画・女性 <i>0</i>) た と	めの	総合的な	施	設	(20	22	年~	1 月	1	日 現	. 在	で 開 設 済 の 施 設)
道	<u>×</u>	5			職員数	数(人)								主		な	事業
府	町	区															その他
県	村	町				∃E	予算額	広		相	情	苦	交	企业	玉	調	
	_		名 称	設立年月日	常 勤	非 常 勤	(千円)	広報啓発	講 座	談	• 提供集	苦情処理	交流促進	の・	国際交流	調査研究	
	ı	村			勤	勤		啓	坐	事業	供貨	処理	促進	理 N 携 P	交法	研売	
۲.	ド	名						光		未		垤	進	0	ᄱ	九	
			2					1	2	1	1	0	1	1	0	1	
			こうち男女共同参画センター	1998年10月14日	11	2	14,998	0	0	0	0		0	0		0	人材育成事業, 就業・企業支援事業, 県民から の企画提案事業, ボランティア育成・活用事業
39 2	02	室戸市 安芸市			0	0	0										
39 2	03	安芸市	安芸市女性の家	1987年5月1日	2	0	6,694		0								
39 2	04	南国市			0	0	0										
		土佐市			0	_	0										
20 2	00	須崎市 宿毛市			0	0	0										
		恒七巾 土佐清水市			0	0	0										
		四万十市			0	0	0										
		香南市			0	0	0										
		香美市			0	0	0										
39 3	01	東洋町			0	0	0										
39 3	02	東洋町 奈半利町			0	0	0										
39 3	03	田野町			0	0	0										
		安田町			0	0	0										
		北川村			0	0	0										
		馬路村			0	0	0										
		芸西村			0	0	0										
		本山町			0	0	0										
		大豊町			0	0	0										
		土佐町			0	0	0										
39 3	64	大川村			0	0	0										
20 2	07	いの町 仁淀川町			0	0	0										
		<u>一旋川町</u> 中土佐町			0	0	0										
		<u>中工促则</u> 佐川町			0	0	0	\vdash									
39 4	03	越知町			0	0	0										
39 4	05	檮原町			0	0	0										
39 4	10	日高村			0	0	0										
		津野町			0	0	0										
		四万十町			0	0	0										
39 4	24	大月町			0	0	0										
39 4	27	三原村			0	0	0										
		黒潮町			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

高知県

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	治	会 長	等	の状	況				
	区	ľ	宣		宣	市	うち		副	うち			うち			うち		自	うち	
府	町	区	言		言	区	女 性	女 性	市	女 性 副	女 性	村	女 性	女 性	町	女 性	女 性	治	女性	女 性
	村 コ	町	年	宣言名称	Ø	E	市	比 率	区	市	比 率	長	时 村	比率	村	副 町	比 率	会	女性自治会長	比 率
1	I	村	月		形	長	区 長 数	(%)	長	区 長 数	(%)		長 数	(%)	長	村 長 数	(%)	長	云長数	(%)
ド	ド	名	日		態	数			数			数			数			数		<u> </u>
				0		11	0	0.0	12	0	0.0	23	1	4.3	24	0	0.0	4,406	656	14.9
		高知市				1	0	0.0	2	0	0.0							1134		
		室戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							151	39	
		安芸市				1	0	0.0	1	0								147	25	
		南国市				1	0	0.0	2	0								41	0	0.0
		土佐市				1	0	0.0	1	0								162		
39 2	206	須崎市				1	0	0.0	1	0								124		
		宿毛市				1	0	0.0	1	0	0.0							140		
		土佐清水市				1	0	0.0	1	0								68		7.4
		四万十市				1	0	0.0	2	0								165		3.0
		香南市				1	0	0.0	0	·								639		
39 2	212	香美市				1	0	0.0	0	0								187		
		東洋町										1	0		1	0	0.0	48		
39 3	302	奈半利町										1	0	0.0	1	0	0.0	22		4.5
		田野町										1	0		1	0	0.0	16		6.3
		安田町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	8	23.5
		北川村										1	0	0.0	2	0	0.0		<u> </u>	20.0
		馬路村										1	0	0.0	1	0	0.0	<u>/</u>	2	28.6
		芸西村										1	0		1	0	0.0	37		18.9
		本山町										- 1	0		1	0	0.0	24		0.0
		大豊町										- 1	0		1	0	0.0	85		
		土佐町 大川村										1	0	0.0	1	0	0.0	46 18		4.3
												1			1	0				
20 (207	いの町 仁淀川町										1		100.0	1	0	0.0	188 151		
30	101	中土佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	134		
30 4	102	佐川町										1	0	0.0	1	0	0.0	105	1	20.4
30 /	102	越知町										1	0		1	0	0.0	63		3.8 12.7
30	105	檮原町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
30	110	日高村										1	0	0.0	1	0	0.0	82	15	
30	111	津野町										1	0	0.0	1	0	0.0	83		10.8
30	112	四万十町										1	0	0.0	1	0	0.0	223		
30	124	大月町										1	0		1	0	0.0	1	- 22	0.0
30	127	三原村										1	0		1	0	0.0	14	1	7.1
30 7	129	黒潮町										1	0		1	0	0.0	61		

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態 1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他

都道区府町	市区	<u> </u>	目標設	设定の対象でる	ある審議	気等の	目標及	び現状化	直	目標設定の対象である審議会等の範囲				€の3)に る登用状		地方自委员	目治法(第 員会等に	到80条 <i>の</i> こおける)5)に基 登用状況	, J	(再掲) 市町村防 委員のみ	·災会議 ›)	(再掲) 市町村 (会長を	防災会議	.			詞	査時点コード		
県 コ ー ド	村	r t	目 標 値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち 女性委員	総委員数	うち 女性 委員	女 性 比 率 (%)		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち	女 性 比 率 (%)		ち女性委員	総	うち 女性 委員	女 性 比 率 (%)	委 員	ち 女性 大 性 大 性 大 性 大 り た り た り た り た り た り た り た り た り	総委員数	うち 女性 委員	性 比率	目定象審等の 標のある会目び値 関対る	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審議 会等にお ける登用 状況	その他	地方第180 条の5)に 基づくに 基づくに 登 会 は る お 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	その他
					465	411	6,07	6 1,86	2 30.6		569	495	7,455	2,207	29.6	161	111	909	191	21.0	529	56 10.6	757	7 80	10.6						
	小詞	<u>i</u> †									559	485	7,314	2,134	29.2	161	111	909	191	21.0											
	高知市	が男画条	標達成期 限はない が、高女共同参 「条例第13 そで40%と 定めてい る。		120	107			9 30.7	法令・条例・要綱等に基づく審議会等	94	84	1,137	362	31.8	6	5	48	11	22.9			60	2	3.3	2	2022年5月1日	2	2022年5月1日	2	2022年5月1日
	室戸市 安芸市			2023年3月 2025年3月	29	24	369 610		4 30.9 8 32.1) <u>法律及び条例により設置されている審議会等</u> 地方自治法第180条の5、第202条の3、規則要綱等	28 21				30.9 25.4	5	4	36 29		13.9 27.6	25 26	4 16.0 4 15.4			15.4 14.8	1		1		1	
39 20	南国市		35.0	2031年4月	18	17	580		4 28.0	条例、規則等により設置されている懇談会、議会等	17	16			28.6	5	3	34		14.7	30	5 16.7			16.1	1		1		1	
39 20	土佐市		30.0	2023年3月	27	25	30	5 8	6 28.2	2 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	24	22	305		28.2	5	4	30		20.0	32	4 12.5			12.1	1		1		1	
39 20	須崎市 宿毛市		30.0	2023年3月	21	16	258	8 5	3 20.5	 地方自治法(第202条の3)に基づく	15 20	15 15	209 238		25.4 18.1	5	3	22 30		13.6 16.7	28	3 10.7	28	0	10.3 15.4	1		1 1		1 1	
39 20	土佐清	水市									23	20	243	67	27.6	5	3	19	3	15.8	24	3 12.5	25		12.0	1		1		1	
39 21	四万十	市		2023年3月 2023年3月	16 35	15 35	173 430	3 6 6 12	0 34.7	/ 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 地方自治法(第180条の5及び第202条の3)に基づく委員会・審議会	18 10	16 10	211 172		29.9 26.2	5 5	<u>4</u>	37 35		21.6 22.9	39	4 10.3	40) 4	10.0	1		1 1		1 1	
39 21	香美市			2026年3月	79			1 39	4 34.8	市の審議会や協議の場	36			178	30.5	5	4	33	5	15.2	23	1 4.3			4.2	1		1		1	
39 30	東洋町奈半利田野町	HT.									8	7	90 64		41.1 10.9	4	3	24 24		25.0 33.3	0 17	0 1 5.9	13	3 0	0.0 5.6			1		1	
39 30	田野町	щј									5	5	57		28.1	4	3	24		20.8	17	1 3.8	19	9 2	10.5	1		1		1	
39 30	安田町										9	5	101 59		13.9	5	3	27		11.1	23	2 8.7		1 2	8.3			1		1	
39 30	北川村 馬路村										6	<u> </u>	<u>59</u> 70		30.5 15.7	<u> </u>	<u> </u>	25 20		24.0 40.0	10	1 7.7 0 0.0) <u> </u>	6.7 0.0			1 1		1	
39 30	芸西村										11	10	103	32	31.1	5	4	31	7	22.6	15	0 0.0	16	0	0.0	1		1		1	
39 34 39 34	本山町 大豊町						-		1		8 n	<u>7</u>	132 0	2 24	18.2	5 n	3 n	27 0	4 0	14.8			25	<u>1</u>	4.0	1		1 1		1 1	
39 36	土佐町										16	9	92		21.7	5	4	27		22.2	8	0 0.0	Ę.	9 0	0.0	1		1		1	
39 36	大川村						-			、 法定審議会、任意審議会(規則、要領等に基づき設置する協議会、	6	6	67		34.3	2	1	7		28.6	17	2 11.8	18	3 2	11.1	1		1		1	
39 38	いの町		40.0	2024年3月	35	31	410	0 11	8 28.8		22	22	281	90	32.0	5	3	35		20.0	15	2 13.3		3	12.5			1		1	
39 38	仁淀川 中土佐	町									9	2	104		2.9 23.7	5	3	27		14.8	24 24	0 0.0	_	, ,	0.0			1		1	
39 40	<u>中工佐</u> 佐川町	μJ	40.0	2024年3月	21	20	204	4 6	6 32.4	 法律、政令又は条例により設置されている審議会等	16	ე 16	170		34.1	5	<u>ع</u>	35		25.0 22.9	20	2 8.3 4 20.0			19.0	1		1 1		1	
39 40	越知町			, -						THE HIM TO	8	8	98	3 27	27.6	5	4	23	9	39.1	16	1 6.3	17	7 1	5.9			1		1	
39 40 39 41	檮原町 日高村								+		13 14	10 12	100		18.5 31.6	5 5	<u>3</u>	23 27		21.7 11.1	29 19	3 10.3 3 15.8			10.0 15.0			1 1		1 1	
39 41	津野町										8	7	90	25	27.8	5	2	27	3	11.1	13	2 15.4			14.3	1		1		1	
39 41	四万十	町	30.0	2023年3月	14	12	15	7 4	3 27.4	法律、政令又は条例により設置されている審議会等	14	12	157		27.4	5	2	32 20		21.9	29	5 17.2	30	, ,	16.7	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	1	
39 42	大月町 三原村 黒潮町										20 7	6	205 57		46.3 38.6	5	<u>ა</u>	24		15.0 29.2	10	0 0.0		<u> </u>	24.1 0.0	2	2021年7月1日	1 1		1 1	
39 42	黒潮町										34	30	625		36.8	5	3	27		29.6	0	0	30) 8	26.7			1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都	市	市																												
道	区		日相	漂設定の対象	であるぽ	家議会 等	の日標:	及7、現状	÷値	目標語	定の対	象であ	る審議	会等の	地方	自治法(質				地方	自治法(第180条	の5)に基	基づく	(再掲) 市町	「村防災:	会議	(再掲) 市町	「村防災会	会議
府	町	区	ш	赤政定》が外	C (8) TO 1	当时 厶 寸	07 口 7 赤/	X 0.5010				範囲			霍	議会等に	こおける	登用状:	況	委	員会等	における	登用状?	況		委員のみ		(会	長を含む	む)
																			I											$\overline{}$
県	村	町丁	且	目	審	うち	絵	うち	女							うち	絵	うち	女	委	うち	絵	うち	女	総	うち	女	絵	うち	女
⊐	コ	村	標 値	目 標 年 度	1議会等数	女性 を含む 員数	総委員数	女等 性数	性 比 率						議会	女性委員 数	総委員数	女等 性数	女性比率	委員会等	女を 性含	総委員数	女等 性数	女性比率	総委員数	女数 性	女性比率	総委員数	女数 性	性 比 率
1	I	11	(%)	度	等数	委む	貝 数	委員	率 (%)		/				会等数	委む	貝 数	委	率 (%)	等 数	性会を負数	貝 数	委員	率 (%)	貝 数	性 性 委 員	率 (%)	貝 数	性委員	率 (%)
ド	1	名	(90)		奴	貝剱		貝 	(90)						奴	貝釵		員	(90)	奴	貝剱		貝	(90)		貝	(90)		貝	(90)
															10	10	141	73	51.8	0	0	0	0							
		高知市													0	0	0	0		0	0	0	0							
Z	Z,	室戸市			\angle		\angle					\angle			0	0	0	0		0	ŭ	0								\angle
H	/	安芸市					-					\leftarrow			0	0	0	0		0	-	0	_		\leftarrow			$\overline{}$		\leftarrow
	$\overline{}$	南国市 土佐市					$\overline{}$								0	0	0	0		0		0								
		須崎市													0	0	0	0		0	0	0								
Z	\angle	宿毛市			\angle		\angle								1	1	20	10	50.0	0		0								\angle
K	/	土佐清水市													0	0	0	0		0	0	0	_		/					
+	-	四万十市 香南市					-								2	0	30	18 0		0	0	0	_		\leftarrow					\leftarrow
		香美市					$\overline{}$								1	1	7	2	28.6	0		0								
Z	\geq	東洋町													0	0	0	0		0	0	0								
\angle	_	奈半利町													0	0	0	0		0		0								
K	-	田野町 安田町					-					-			1	1	10 10	5 5	50.0 50.0	0		0	_		\leftarrow					\leftarrow
K	$\overline{}$	北川村					$\overline{}$								0	0	0	0	30.0	0		0								
	$\overline{}$	馬路村													0	0	0	0		0		0								
Z	\angle	芸西村													0	0	0	0		0	0	0	0							
\mathbb{Z}	/	本山町													2	2	26			0		0	0		\angle					
H	/	大豊町					-					\leftarrow			0	0	0	0		0		0			\leftarrow			$\overline{}$		
K	-	土佐町 大川村					$\overline{}$					$\overline{}$			0	0	0	0		0		0			\leftarrow			$\overline{}$		
1		いの町													1	1	18	11	61.1	0		0								
\overline{Z}	\overline{Z}	仁淀川町													1	1	20	10	50.0	0	0	0	0							
\angle		中土佐町													0	0	0	0		0	0	0			\angle					
H	/	佐川町					_								0	0	0	0		0		0			/			$\overline{}$		
+	-	越知町 橋原町					-								0	0	0	0		0		0			\leftarrow					
1		日高村		$\overline{}$											0	0	0	0		0		0								
		津野町													0	0	0	0		0		0								
Z	\angle	四万十町													0	0	0	0		0	0	0								
\mathbb{Z}	/	大月町													0	0	0	0		0	_	0								
K	/	三原村													0	0	0	0		0	_	0								\leftarrow
		黒潮町													0	0	U	I 0		0	0	0	0							

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

高知県

調査時点コード 1 2022年4月1日 2 その他

都一市	市										管:	理職の征	生職状況														職務上	この地位別	職員在	職状況			調			本庁の防災・	危機管	理部局	への配	置状況	調	
道区	区			1 5	: ታ ሐቢረ	(二. T. F.		Г			魚瓜 タニュナー	Trub.			5 +	设行政職					2+ f	ᇝᄼᆖᇎᇎᇆᅘ				1 2	፤ ታ ሰቢሪ	二工人用处			2+	向几~二二十 ₽±±	一			Rt [3+	ı	1 2.	+ 竺田啦	小米 Ь	金	
府 町	п т	_管 う	5	, .	うち一般? 	丁以城	部	うち	女	部・	一般行政		次うち	一	, <u>-</u>	受打以啦.	_	_異 うた	5	_≠	<u> </u>	设行政職	部長	果 う ち	女	課	うち一般? 	丁以	· 係	うち 女	75	一般行政職		そ の	14h	阪 うち 災部	女	5	ち管理職 うち		时 占 之	の 他
	μј	理	管	女 管 生 理	うち	女性	局 長	<i>+-</i>	性比	局	うち	女 性	長りか	性比比		ち 女 - 性	Ī	Ę .	<i>,</i> ,	性比	課 き	ち 女	する	# <i>+</i> -	性比	長補	うち	女性	長切	女 比	係長	うち性		~ U)	16	・同 危職 女	性		<i>+-</i>	女 性	コー	07 1世
	村	総	女理 亅 生職 基	北 文 総	女理 性職	比率	相当	性	率	長相	女 性 数	比 率	当性	率	业业	比上	- 1 -	≦ ¹	-	率	11日 1	女 11 比			率	上 佐 相	女性	比率	当	性率	相当	女性 地				┃機負┃ 性 ┃管数┃ 数	比 率		女性	比率	- -	
	名	数 ¹	数	数			職	数	(%)	当 職	数	(%)	職数	(%)	職	(%) 1	或 	数【(%)	当 職	数 (%		当 数 ^哉	(%)	当職	数	(%)	職	数 (%)	当職	数 (%	5) .			理	(%)		数	(%)	ı.	
		696	135	19.4 5	93 1	19 20.1	18	3 0	0.0	15	0	0.0	38	5 13.2	31	5 1	6.1	640	130	20.3	547	114 20	0.8	972 41	6 42.8	8 696	6 26	7 38.4	1,679	741 44.1	1,119	475 42	2.4			271 40	14.8	38	3 3	7.9	=	
39 201	高知市	179		14.5 13		18.0	18	3 0	0.0	 	0	0.0	34	4 11.8	27	_	_	127		17.3	97	21 21		241 8	+		+	4 44.8	492							30 8	26.7	5	5 1	20.0	1	
39 202		23			19	6 31.6	0	0		0	0		0	0	0	0		23		26.1	19	6 31	_	39 1	38.5	_	9 1	1 37.9	53	13 24.5	_		2.0 1			5 0	0.0		0	0.0	1	
39 203	安芸市	24			20	4 20.0	0	0		0	0		0	0	0	0		24		20.8	20	4 20	0.0	34 1	7 50.0		21 8	8 38.1	40	12 30.0	21		9.5 1			42 0	0.0	3	3 0	0.0	1	
39 204		30			25	4 16.0	0	0		0	0		0	0	0	0		30		13.3	25		6.0	36 1	3 44.4		4 9	9 37.5	47	18 38.3		18 48				5 1	20.0		0	0.0	1	
39 205		26			20	4 20.0	0	0		0	0		0	0	0	0		26		19.2	20		0.0	58 20	7 0 1		0 8	8 26.7	59			11 45				7 1	14.3		0		1	
39 206		26			24	5 20.8	0	0		0	0		0	0	0	0	+	26		19.2	24	5 20		31	22.6		28 (6 21.4	40	14 35.0 57 56.4		11 30				8 1	12.5		0	0.0	1	
39 20839 209		20			18	3 16.75 26.3	0	0		0	0		0	0	0	0	_	21	_	15.0 23.8	18		6.7 6.3	36 1	5 41.7 7 23.3		8 8	8 28.6 7 25.0	101 54	57 56.4 19 35.2		28 45 19 38	_			5 0	0.0	_	0	0.0	1	
39 210		28			26	1 3.8	0			0	0		0	0	0	0	+	28		10.7	26		3.8	58 2	+		8 !	5 13.2	92	47 51.1		23 37				6 1	16.7			0.0	1	
39 211		30			24	6 25.0	0	0		0	0		0	0	0	0	+	30		23.3	24		5.0	39 18	3 46.2		5 10	0 40.0	51	29 56.9		18 46	_			59 3	5.1	 	3 0	0.0	1	
39 212		28			20	7 35.0	0	0		0	0		0	0	0	0		28		28.6	20		5.0	52 24	46.2		5 13	3 37.1	82	36 43.9		16 35				6 1	16.7		2 0	0.0	1	
39 301		8		12.5	8	1 12.5	0	0		0	0		0	0	0	0		8		12.5	8		2.5	6	50.0		6 3	3 50.0	0	0	0	0	1			1 0	0.0		0		1	
39 302		9	2 2	22.2	9	2 22.2	0	0		0	0		0	0	0	0		9	2	22.2	9	2 22	2.2	9	33.3	3 9	9 :	3 33.3	0	0	0	0	1			12 5	41.7	2	2 1	50.0	1	
39 303		10	4 4	40.0	8	2 25.0	0	0		0	0		0	0	0	0		10	4	40.0	8	2 25		5	20.0		5	1 20.0	0	0	0	0	1			1 0	0.0	0	0		1	
39 304		9		33.3	8	2 25.0	0	0		0	0		0	0	0	0		9		33.3	8	2 25		7	42.9		6 2	2 33.3	4	2 50.0		1 33				7 2	28.6	2	2 0	0.0	1	
39 305		9		22.2	9	2 22.2							0	0	0	0	_	9		22.2	9	2 22		4 :	50.0		4 2	2 50.0	5	4 80.0			5.0 1			0 0		0	0		1	
39 306		6		33.3	6	2 33.3	0	0		0	0		0	0	0	0	_	6		33.3	6	2 33	_	2	100.0		2 2	2 100.0	6	3 50.0		2 66				2 0	0.0		0	0.0	1	
39 307		8		12.5	8	1 12.5	0	0		0	0		0	0	0	0	_	8	_	12.5	8		2.5	9 ;	33.3		/	1 14.3	9	6 66.7		4 57	_			5 2	40.0	2	2 0	0.0	1	
39 341	<u> </u>	δ		12.5 25.0	δ	1 12.5	0			0	0		0	0	0	0	+	δ .		12.5 25.0	δ		2.5 5.0	0	57.1 66.7		9 6	8 57.1 6 66.7	16	3 33.3 8 50.0		3 33 8 50	_			9 2	22.2	1		0.0	1	
39 344 39 363	<u>ハ豆円</u> 十佐町	9		22.2		2 22.2	n			0	0		0	0	0	0	\dashv	9	-	22.2	9		2.2	10	7 70.0	,	8 1	5 62.5	25				_			7 4	57.1		, 0 1 0	0.0	1	,
39 364	大川村	4		50.0	_	2 50.0	0	0		0	0		0	0	0	0	\dashv	4		50.0	4	2 50		3 (0.0		3 (0 0.0	0	0	0	0	1			4 2	50.0		0	0.0	1	
39 386		30			23	4 17.4	0	0		0	0	$\neg \dagger$	0	0	0	0	$\neg \vdash$	30		20.0	23		7.4	44 2	+		9 1	1 37.9	112	61 54.5	5 68	31 45	5.6 1			4 1	25.0		0		1	
39 387	仁淀川町	13			2	1 8.3	0	0		0	0		0	0	0	0		13	1	7.7	12	1 8	8.3	15	3 20.0	0 13	3 2	2 15.4	41			10 28	3.6 1			3 0	0.0		0		1	
39 401		11	3 2	27.3 1	11	3 27.3	0	0		0	0		1	0.0	1	0	0.0	10	3	30.0	10		0.0	24 1:	2 50.0		9	7 36.8	20			11 57	_			4 0	0.0	0	0		1	
39 402	佐川町	11			1	3 27.3	0	0		0	0		0	0	0	0		11	_	27.3	11		7.3	16 10	62.5		6 10	0 62.5	25			12 48				3 0	0.0		0	0.0	1	
39 403	越知町	11			1	1 9.1	0	0		0	0		0	0	0	0		11	-	9.1	11		9.1	12	25.0		(0	32			13 52	_			4 0	0.0		0	0.0	1	
39 405		12			0	3 30.0	0	0		0	0		0	0	0	0		12		33.3	10	3 30		11	63.6		9 !	5 55.6	21		-		3.3 1			4 1	25.0		0	0.0	1	
39 410		10			9	4 44.4	0	0		0	0	-+	1	1 100.0	1	1 10	0.0	9		33.3	8	3 37	_	12	58.3		9 4	44.4	12			5 55	_			3 1	33.3		1	100.0	1	
39 411 39 412	洋野町 四万十町	16 24			23	2 16.74 17.4	0	0		0	0		0	0	0	0	+	24	-	25.0 16.7	12		6.7 7.4	60 3	53.3 56.7		2 10	5 41.7 8 46.2	10 161			1 25 40 46	_			8 0	0.0 33.3		0	0.0	1	
39 412	大日町	14				3 27.3	0) 0		0	0		0	0	0	0	+	14		28.6	11		7.4	15 10	+		2 -	7 58.3	29				7.5 1			3 1	33.3			0.0	1	
39 427	三原村	6		0.0		0 0.0	0			0	0		0	0	0	0	+	6	-	0.0	6		0.0	2	50.0		0 0	0	0	0	, ,	0	1			0 0	00.0	1 0) 0	 	1	
39 428		15			<u> </u>	2 13.3	0	0		0	0	-	2	0 0.0	2	0	0.0	13		15.4	13		5.4	14	6 42.9		4 6	6 42.9	31		3 31	10 32	2.3 1			7 1	14.3	1	0	0.0	1	

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査					
道区区区府町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 : 問1で1. を選択した場 : 合、取得することが可能 な休業期間は、次のう ちどれか。	問3 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問6 問1で1.を選択した場合、休暇期 問5で1.を選択した場合 間の報酬について減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。 るか。	て、以下(てください 1. 明 2. 明 3. 明	の事由にた 。 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~4 ごがある ごはないが、 ごがなく、運	点からの欠席 のいずれかー 運用上認めて 用上も認めてい 去に事例がない	つにOをつけ いる いない
村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判断したこともない。	<i>/</i> 議 会 名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例	配偶者 の 出産	育児	家族の 看護		病をの他
	13	1の合計	30	0	29		2	26	26	25	26 2	26 20
	6	2の合計	1	22	1		28	1	1	1	1 .	4 4
	1	3の合計	0	7			0	1	1	1	1	1
	14 高知市職員旧姓使用取扱要綱	4の合計	3	1		高知市議会会議規則		6	6	7	6	3 8
39 201 高知市	(趣旨)第1条 この職員は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「一般職」という。)及び同条第3項に規定する特別職に属する職員(以下「特別職」という。)をいう。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏が改まった後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書時に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	高知市議会	1	2	1	第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1 1
39 202 室戸市	2	室戸市議会	1	2	1	室戸市議会会議規則 第2条第2項(議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。)		1	1	1	1	1
39 203 安芸市	3	安芸市議会	1	2	1	安芸市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
39 204 南国市	南国市職員旧姓使用取扱要領 (旧姓を使用することができる文書等)第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	南国市議会	1	2	1	南国市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1 2
39 205 土佐市	土佐市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	土佐市議会	1	2	1	土佐市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1

都一市	市					市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査					
道府帰	区 I I I I I I I I I I	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問3 問1で1.を選択した場 問1で1.を選択した場 にた場合、出産 に係る産前産後 おどれか。 関1の明記はあるか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 提択した場合、休暇期 問5で1.を選択した場合 いて減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下 てください 1.明 2.明	の事由につい。 い。 明記した規定 明記した規定 明記した規定)両立の観点からの いて1~4のいずれ がある はないが、運用上記 がなく、運用上も認 がなく、過去に事例	か一つに(忍めている めていない	○をつけ
	i 村 村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	3. その他	その他具体例	配偶者 の 出産		家族の 家族の 看護 介護		その他
39 20	16 須崎市	須崎市職員旧姓使用取扱要領 「須崎市職員旧姓使用取扱要領 「双1年12月1日 「須崎市副令第73号 (趣旨) 第1条 この要領は、一般職の職員(臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。)が 「規、養子機組その他の事由に以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後 も、引き機を婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「田姓」という。)を文書等に使用すること に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招く。 それのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができるな書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準及び旧姓を使用することができない。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(別記様式第1号)により、所属長を経由し、市長に届け出があったときは、旧姓を使用することについる事査し、これを承認するときは、旧姓使用系認通知書(別記様式第2号)により所属長・経由して当該職員に通知しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧長は、職人の記録) 第6条 市長は、第3条の規定による承認をし、又は前条の規定による使用中止の届出を受理したときは、旧姓使用者台帳(別記様式第4号)にその情報に対している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中由出出出書の記様式第3号により、所属長を経由して市長に届け出なければならない。 (旧姓使用者台帳への記録) 第6条 市長は、第4条の規定による承認をし、又は前条の規定による使用中止の届出を受理したときは、旧姓を使用するに当かの定日に当切な連用が図られるように努めなければならない。 (清朝)) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定めない。 (補明)) 第8条 この要領に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。) 財 則 (施行期日) 1 この訓令のようにより戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令のが行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令のが行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令のが行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令のが行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令のが行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令のが行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令のが行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令のが行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令のが行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員によいの訓練で記述しませば知るにより記述しませば知るにより記述しませば知るにより記述しませば知るにより記述しませば知るにより記述しませば知るにより記述しませば知るにより記述しませば知るにより記述しませば知るにより記述しませば知るにより記述しませば知るにより、所述とは知るによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	た お こ てを	1	2 1	須崎市議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 2 議員は、自らの出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		1	1	1 1	1	1
39 20	08 宿毛市	4	宿毛市議会	1	2 1	宿毛市議会会議規則 (欠席の届出)第2条(1項省略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章委員会 第1節総則 (欠席の届出)第91条 第2項 委員は出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		1	1	1 1	1	1
39 20	09 土佐清水市	ī 4	土佐清水市議会	1	2 1	土佐清水市議会会議規則 第1章 会議 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内にお いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届(様式第1号)を提出すること ができる。		1	1	1 1	1	1
39 21	0 四万十市	2	四万十市議会	1	3 1	四万十市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児 妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		4	4	4 4	2	4
39 2	1 香南市	香南市職員旧姓取扱要綱 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場を整備するため、職員 が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた 後も、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場に おいて使用することに関して必要な事項を定めるものとする。		1	3 1	香南市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できない時は、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1 1	1	4

都一下	市					市 区 町 村 議 会 の 議 員 の) 両 5	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査						
道府明	区町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問5 問3で1. を選択した場合 問1 該当部分の条文(本文)を記入してください。 間の るか	5 1で1. を選択 の報酬につい か。	問6 した場合、休暇期 問5で1.を選択した場合 て減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下 てください 1. 明 2. 明 3. 明	が い。 引記した規 引記した規 引記した規 引記した規	5の両立の観点 :ついて1~4の 定がある 定はないが、運 定がなく、運用. 定がなく、過去	いずれか-	ーつに〇? つている ていない	
T -	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2. 7	あり なし その他	その他具体例	配偶者 の 出産	育児	家族の 家	₹族の 介護	疾病	その他
		香美市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。				香美市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
39 2	2 香美市		香美市議会	1	2 1	第2章 委員会 第1節 総則 (欠席の届出) 第92条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	4	1	1	1
39 30	1 東洋町	4	東洋町議会	2					3	3	3	3	3	3
39 30	2 奈半利町	日野町職員旧姓使用取扱規程 田野町職員旧姓使用取扱規程	奈半利町議会	4		田野町議会会議規則			4	4	4	4	4	4
39 30	3 田野町	(旧姓使用の届出)第4条 旧姓を使用とする職員は、旧姓使用申出書(様式第1号)により町長に届け出なければならない。 2 町長は、前項の届出があった場合は、その内容を確認し、旧姓の使用を認めるときは、旧姓使用通知書(様式第2号)により所属長を経由の上、当該届出をした職員(以下「旧姓使用職員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。 3 所属長は、前項の旧姓使用通知書を複写し、その写しを保管した上で旧姓使用職員に対し、その旨を通知するものとする。	田野町議会	1		第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
39 30	4 安田町	安田町職員旧制使用取扱要綱 第3条(旧制使用の範囲) 旧制を使用することができるものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ職 務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。	安田町議会	1	3 1	安田町議会会議規則 第2条(欠席の届出) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日数8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
	5 北川村 6 馬路村	4 4	北川村議会 馬路村議会	4 4						4	4 4	4		
39 30	6 馬路村 7 芸西村	4	馬路村議会芸西村議会	1	2 2	本山町議会会議規則	2		1	1	1	1	1	1
39 34	1 本山町	4	本山町議会	1		第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
39 34	4 大豊町	2	大豊町議会	1	2 1	大豊町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の議会時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
39 30	3 土佐町	土佐町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、土佐町職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境の整備を図り、もって行政サービスの向上に資するため、当該職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏が改まった後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。		1	2 1	土佐町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
39 30	4 大川村	4	大川村議会	1	2 1	大川村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都市市市		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
道 区 区 F F F F F F F F F F F F F F F F F	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 1. 明記した規定があり、 左記で、1. を選択した場合			して明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問3 問1で1.を選択した場 問1で1.を選択 た場合、取得することが可能 した場合、出産 な休業期間は、次のう ちどれか。 期間の明記はあるか。		該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期 間の報酬について減額の規定はあ るか。	問6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに〇をつてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない				
コ コ 村 I F タ	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	を明記した規 がある。 産前産後期		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例		配偶者 の 育児 出産	家族の 看護	家族の 介護 疾病	その他	
39 386 いの町	2		いの町議会	1	2	1	いの町議会会議規則 第2条第2号 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過 する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。	1	いの町議会議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、町議会の会議等を欠席した日を 議会活動ができない期間の初日とし、引き続き長期間議会活動ができない場合にお ける議員報酬の額は、議員報酬等条例に規定する議員報酬の月額に次表左欄に掲 げる議会活動ができない期間の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額 とする。 議会活動ができない期間 割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の70 180日を超え365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の10	1 1	1	1 1	1	
39 387 仁淀川町	1	(趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。(適用職員) 第2条 この要綱は、町長部局、教育委員会事務局及び議会事務局に勤務する職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。)に適用する。(旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができなわものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ戦務執行工又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。3 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。3 旧姓を併用でるものは、提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混乱が生じるおそれがあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。(旧姓伊用の開始) 第3条 旧財を伊田ようとする職員は、旧姓使用届 (様式第1号)により、別属長を経由して可長に申請しなければならない。2 町長は、旧姓使用を開始したきは、旧姓使用届「様式第1号)により、所属長を経由して申請職員に通知するものとする。(間性の中止) 第5条 前条の規定により町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用はけ出なければならない。 2 町長は、旧姓使用中市属(様式第3号)により、所属長を経由して申請職員に通知するものとする。(職員及び所属長の言意)(職員の同姓使用中止属(様式第3号)により、所属長を経町でしより、常属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 7 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。2 所属長は、所属職員の旧姓使用である。例(令和4年3月17日告示第40号)この番末は、公庸の日から施行する。例 別(令和4年3月17日告示第40号)この番末は、公布の日から施行する。別 別 年初は年の間報会を建ての呼称 2ネームプレート及び名刺 3職員名簿なび配置図 4市内とNLの氏名表記及びメールアドレスのアカウント5程案文書、公職間 13会計伝票 14日の振動時高を激務免除承認願 13会計伝票 14日の振動等命令簿、週休日の振替等命令簿及び代休日指定簿 11営利金業従事計の請書及び職務専念義務免除承認願 13会計を選加 13会計伝票 14日の振動時の全に関係を書 23職間 13会計伝票 12日の最前に保護 13年の世間長 12日の最前に関係書 24日の最前に関係書 24日の最前に関係書 24日の最前に関係書 24日の最前に関係書 24日の最前に展 24日の最前に関係書 24日の最前に関係者 24日の第3月17日の表前に関係者 24日の最前に関係者 24日の関係者 24日の最前に関係者 24日の最前に関係者 24日の最前に関係者 24日の最前に関係者 24日の最前に関係者 24日の最前に関係者 24日の最前に関係者 24日の関係者 24日の関係者 24日の最前に関係者 24日の最前に関係者 24日の最前に関係者 24日の第3月17日の表前を関係者 24日の最前に関係者 24日の表前を 24日の最前に関係者 24日の最前を 24日の表前を 24日の表前を 24日の表前を 24日の表述を 24日の表述を		1	2	1	に淀川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のや立を得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を遭づる日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				1		4	
39 401 中土佐町	1	中土佐町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲)口 第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 3 旧姓を併記するものは、提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混乱が生じるおそれがあるもので、おおむね別表第3に掲げるものとする。(旧姓使用の開始)口 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)により、所属長を経由して町長に申請しなければならない。 2 町長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用届受理通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請職員に通知するものとする。		1	2	1	中土佐町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1	1	1 1	1	

都	市	市		/				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 扱	援体制に関する調査
道府県	区町村	区町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		して明記した規定(産休る 含む)があるか。	を 合、取得することが可能 な休業期間は、次のう ちどれか。	をした場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。 間の報酬について減額の規定に るか。	問6 暇期 問5で1.を選択した場合 言はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。 にはあ は 明記した規定がある 2. 明記した規定がなく、運用上記めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない
- -		村	1. 明記した規定があり、	議会名	が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用とも認めていない	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例	で例 配偶者 の 出産 育児 家族の 看護 家族の 介護 疾病 その他
39	402 佐月	名	佐川町職員旧姓使用取扱規則 (趣旨) 第1条 この規則は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないものでおおむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるものでおおむね別表第2に掲げるものとする。 3 旧姓を併記するものは、提示した帳票等と使用している氏名が相違することにより混乱が生じるおそれがあるものでおおむね別表第3に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員(以下「申請職員」という。)は、旧姓使用申請書(様式第1号)により所属長を経て任命権者に申請しなければならない。 2 任命権者は、前項の申請書を承認したときは、速やかに旧姓使用証明書(様式第2号)を作成し、所属長を経て申請職員に交付するものとする。 3 申請職員は、証明書を常に携行し、適切な運用を図るものとする。	佐川町議会	1	2	1	佐川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その 他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開 議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定 日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日 後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あら かじめ議長に欠席届を提出することができる。	
39	403 越知	知町	4	越知町議会	1	2	1	越知町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4 4 4 2 2
39	405 檮原	源町	4	梼原町議会	1	2	1	構原町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出 産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8 週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に 欠席届を提出することができる。	
39	410 日清	高村	2	日高村議会	1	3	1	日高村議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予 定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週 間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 席届を提出することができる。	
39	411 津雪	野町	4	津野町議会	1	3	1	津野町議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	
39	412 四万	万十町	2	四万十町議会	1	2	1	四万十町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	四万十町議会議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 1 1 1 1 1 1 1 1

都	市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査						
商	区 区 町 村 町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由して明記した規定(産休舎を)があるか。	問2 と 問1で1. を選択した場 を 合、取得することが可能 な休業期間は、次のう ちどれか。	問3 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問3で1.を選択した場合 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。 問の報酬についるか。	問5 問1で1. を選択した場合、休暇期 問5で1. を選択した場合 間の報酬について減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。 るか。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに〇をつてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない				○をつけ
i i	コ 村 ー ド	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶4 の 出産	育.	「児 家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
39	424 大月町	4	大月町議会	1	4	1	大月町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		4	4	4 4	4	4	4
39	427 三原村	4	三原村議会	1	2	1	三原村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第1項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1 1	1	1	4

都「	市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査			
府県	之 区 町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 	問3 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	問6 Rした場合、休暇期 問5で1. を選択した場合 いて減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の て、以下の事由について1 てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はない 3. 明記した規定がなく、 4. 明記した規定がなく、	~4のいずれ が、運用上記 . 運用上も認	か一つにOをつけ 忍めている めていない
T T T T T T T T T T	コ 村 ド 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	が、運用上認めている。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者 の 育児 家族の 出産	の家族の	疾病 その他
39 4	28 黒潮町	製画 報題 「日域使用取扱療産 令和2年8月1日 知今第20号 (日前) の		1		1	ス別可議会会議規則 (久原の届出)	6 <u>3</u>			1	

調査表4-5

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都	市 市															
道	区	88.0	188.0	Inn	BB	市区	町	村 議 会 の 議	員の両立支援体	制に関す	る 調 査	1004 =				
府	区	満員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	間9 議員の利用することのできる授乳室等が請会に設置または提供されているか。	問10	<u>問11</u> 問10で1. ?	を選択した場	合、行って	こいる取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動 画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の 利用	ラ 修(ハラスメント防止に)	問15 講会において、通称又はIE 関す 姓の使用を認めています ま か。	問16 問17 問15で、1. を選択した場合 政治分野の男女共同参画の 該当部分の条文(本文)を記入してくださ ために実施していることがあ い。 ればご記入ください。	地域防災計画や過 含む)に、男女共同 具体的な役割が明	避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 司参画担当部局又は男女共同参画センターの 月確に位置づけられているか。	
県 コ ー		1 人員及び場所の設置	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	t 2. 行っていないが、今	関する議員向に を設置している議員向け相 を設置している があった メン		て貝メー	4 そ の 他 その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今 後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 後、めている。 2. 明記した規定はない 、取 が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
۴		予定である。 4. なし			理防 規止	る窓に口関	研防 修止					たこともない。				
	/	0	1	1	0	0	0	0		1	0	1		1		
		0	4	13	0	0	0	0		0	10	4		28		
		0	0	20	0	0	1	0		0	24	1		5		
		34	29		0	0	0	0				28				
39 2	201 高知市 202 室戸市 203 安芸市 204 南国市 205 土佐市 206 須崎市	4	4	3							3	2		2		
39 2	202 至尸巾 203 安芸市	4	4	3							3	4		2		
39 2	204 南国市	4	4	3							3	2		2		
39 2	205 土佐市 206 須崎市	4	4	3							3 3	4		3		
39 2	08 宿毛市	4	4	3							3	4		2		
39 2	209 土佐清水 210 四万十市 211 香南市	市 4	4	3	-						3	4		2		
39 2	211 香南市	4	4	2							2	4		2		
	212 香美市	4	2	2							2	4		1	香美市地域防災計画 第3章 第1節 応急活動体制 特命班【監査委員事務局長】 ふれあい交流センター 監査委員事務局 繁藤出張所 1 本部長の指示による特命に関すること	
															2 他班の応援協力に関すること	
39 3	301 東洋町 302 奈半利町 303 田野町 304 安田町 305 北川村 306 馬路村 307 芸山町	4	4	2							2	3		2		
39 3	802 <u>余半利町</u> 803 田野町	4 4	4 4	3 3							3 3	4 4		3 2		
39 3	804 安田町	4	2	3							3	4		2		
39 3	805 北川村	4	4	3							3	4		2		
39 3	807 芸西村	4	4	3							3	4		2		
39 3	841 本山町	4	4	2							2	4		2		
39 3	341 本山町 344 大豊町 363 土佐町	4	2 4	3			3			I	3 3	4 4		2 3		
39 3	864 大川村	4	i	3							3	4		2		
39 3	864 大川村 886 いの町 887 仁淀川町	4	4	3							3	2		2		
39 4	101 中土佐町	4	4 4	2							2	4		2		
39 4	101 中土佐町 102 佐川町 103 越知町 105 檮原町 110 日高村 111 津野町 112 四万十町 124 大月町	4	4	3							3	4		2		
39 4	103 <u>越知町</u> 105 檮原町	4 4	4 4	2 3	+			+			3 3	4 4		3 2	-	
39 4	110 日高村	4	2	2							3	4		2		
39 4	11 津野町 12 加玉山町	4	4	3	+						3	4		2		
39 4	124 大月町	4	4	3	+						3	4		2		
39 4	27 三原村	4	4	2							2	4		2		